

# 結婚新生活を応援します! ~結婚新生活支援事業~

**申・問** 子ども子育て推進課(2階、☎561-6958、FAX561-2482)

経済的理由で結婚に踏み出せない世帯に、結婚に伴う新生活の費用の一部を補助します。申請の条件や状況を事前に確認し、申請してください。必要書類など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

- 対象世帯** 次の全てに該当する世帯
- ①申請時点で、市内に住所がある
  - ②申請時点で、夫婦とも満50歳未満
  - ③4月1日～来年3月15日に、婚姻届を提出し、受理されている
  - ④昨年1年間の世帯の所得が340万円未満(婚姻を機に離職・転職した場合や貸与型奨学金を返済している場合は、算出方法が異なる)
  - ⑤他に公的制度の家賃補助などを受けていない
  - ⑥この補助金の申請ははじめて
  - ⑦市税等の滞納がない
- 対象経費** 4月1日以降に、婚姻を機に契約した新居の住居費や引越し費用
- 補助額** 住居費と引越し費用の合計額(限度額18万円)
- 申** 来年3月15日(木)までに、申込書を書き、必要書類を添えて、直接

草津市 結婚新生活支援

検索

## コンビニ交付を一時停止します

**問** 市民課(1階、☎561-2344、FAX561-2492)  
税務課(1階、☎561-2308、FAX561-2479)

**停止日時** 5月31日(水)終日

データ更新のため、コンビニエンスストアでの住民票や所得証明書などの発行ができません。市役所窓口では通常どおり発行します。

## 募集 登録統計調査員

**申・問** 企画調整課(7階、☎561-2320、FAX561-2489)

国が実施する統計調査の、調査票の配布・回収などを行う調査員を募集します。

**対** 20歳以上で、市内在住の人

※選挙関係者や税務、警察、暴力団に関係ある人を除く

**他** 守秘義務、報酬あり